

事務連絡  
平成23年4月11日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）  
中核市 支援給付担当者 御中

厚生労働省社会・援護局援護企画課  
中国孤児等対策室生活支援班給付係長

東日本大震災の影響による経腸栄養剤（医薬品）の供給不足に伴う  
医療支援給付特別基準の設定について

平素より、中国残留邦人等に係る支援給付の推進につき格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、別添のとおり東日本大震災の影響により、経腸栄養剤（医薬品）について、4月及び5月は、現時点における在庫（約1ヵ月分）を含めても、全国的に最大2割程度分の供給量が不足となる状況が想定されています。

このため、在宅療養患者の方が、経腸栄養剤（医薬品）（※）のかわりに、薬事法上、医薬品としての承認を得ていない、いわゆる医療食としての扱いを受けている類似製品（以下「医療食」という。）を使用せざるを得なくなった場合、支援給付受給者の方については、下記のとおり「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」第14条第4項の規定の例により生活保護法の医療扶助特別基準設定について、「生活保護法による医療扶助の特別基準の取扱いについて」（平成22年3月30日社援保発0330第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に準じて手続等を定めたので、管内実施機関に周知されるようお願いいたします。

※経腸栄養剤…普通の食事ができない患者のための栄養補給剤。口から行う「経口摂取」とチューブを用いて投与する「経管栄養」がある。

記

1. 被支援者である在宅療養患者（以下「被支援者」という。）について、次に掲げるいずれの要件にも該当すると各実施機関において判断された場合、医療支援給付による特別基準の設定を行ったものとして差し支えないものとする。

- (1) 被支援者の医療の給付を委託する医療機関等において、経腸栄養剤（医薬品）が確保できないこと
- (2) 主治医等の意見を聴取し、以下の事項のいずれにも該当すると認められること
  - ア 通常の食事では栄養の摂取が困難であること
  - イ 代替となる医療食が当該被支援者の栄養摂取等に有効であること

## 2. 給付手続

- (1) 被支援者に対し、事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。

また、実施機関は、診療報酬明細書等の確認により、給付対象者の早期把握に努めるとともに、対象となる被支援者及び医療機関等へ経腸栄養剤（医薬品）の保管状況等を積極的に確認すること。
- (2) 被支援者より給付申請があった場合、上記1により給付の要否及び給付量（1日当たり摂取量、対象期間）等を検討し、実施機関において必要性を判断の上、決定すること。

ただし、一時的な措置であることから、必要最小限の給付量とすること。
- (3) 被支援者から領収書等を徴収し、医療食が購入されたことを確認し、実費相当額を給付すること。
- (4) 緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められるときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこと。

## 3. 厚生労働省への情報提供

実施機関は、本取扱いに基づき特別基準を設定した場合、別紙様式により都道府県・指定都市・中核市本庁に情報提供すること。都道府県等本庁は実施機関からの報告をとりまとめ、平成23年6月30日までに当職まで情報提供すること。

- 4. 本取扱いについては、東日本大震災に伴い経腸栄養剤（医薬品）の供給量が不足することが見込まれることから一時特例的に実施する措置であることに留意すること。